

# 府中市ブロック塀等安全対策費用助成金交付要綱

令和元年5月23日

要綱第11号

## (目的)

第1条 この要綱は、避難路に面するブロック塀等（組積造の塀（補強コンクリートブロック造の塀を含む。）及び万年塀をいう。以下同じ。）の安全対策に係る工事の費用の一部を助成することにより、地震発生時における市民の安全性の向上を図り、もって市民が安心して暮らせる災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

## (助成対象者)

第2条 この要綱による助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすブロック塀等（以下「助成対象ブロック塀等」という。）を所有する者であって、当該助成対象ブロック塀等の安全対策に係る工事（以下「助成対象工事」という。）を行うものとする。

- (1) 市内に所在するものであること。
- (2) 府中市地域防災計画又は府中市耐震改修促進計画に定める避難路その他市長が認める道路に面するものであること。
- (3) 第5条第2項の規定による耐震診断により倒壊の危険性があると診断されたものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事を行う者は、助成の対象としない。

- (1) 国、地方公共団体その他これに準ずる団体（以下「公共団体等」という。）が所有し、又は管理するブロック塀等に係る工事
- (2) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）が学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づき設置する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校並びに学校法人又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の規定に基づき設置する幼保連携型認定こども園の敷地に設けられたブロック塀等に係る工事

- (3) 公共団体等から同種の助成金の交付を受けている工事
- (4) 既にこの要綱による助成金の交付を受けている工事
- (5) 宅地建物取引業を営むもの又は府中市地域まちづくり条例（平成15年条例第18号）第2条第4号の開発事業を行うものによる販売を目的とした工事

（助成対象費用）

第3条 この要綱による助成の対象となる費用（以下「助成対象費用」という。）は、次の各号に掲げる助成対象工事の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

- (1) 除却工事 助成対象ブロック塀等を取り除く工事に要する費用
- (2) 建替工事 前号の工事に伴い、新たに建築基準法（昭和25年法律第201号）に適合する塀その他の地震に対して安全な構造であると市長が認める塀等を設置する工事に要する費用

2 助成対象費用の額は、助成対象ブロック塀等の延長に、1メートルにつき8万円を乗じて得た額を限度とする。

（助成金の額）

第4条 この要綱による助成金の額は、助成対象者が支出した助成対象費用の合計額に3分の2を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

2 助成対象者が前条第1項第2号に規定する建替工事において木塀（塀の基礎、支柱及び空隙を除いた部分の9割以上が国内で伐採された木材を使用した塀であって市長が認めたものに限る。以下同じ。）を設置した場合における助成金の額は、当該木塀の延長に、1メートルにつき、助成対象経費の合計額を当該木塀の延長で除して得た額（当該額が19万6千円を超える場合は、19万6千円）から8万円を差し引いた額を乗じて得た額を、第1項の規定による助成金の額に加えた額とする。

（事前相談等）

第5条 助成対象工事を行おうとする者は、当該助成対象工事を実施する前に、相談カードに必要な書類を添えて市長に事前相談をしなければならない。

2 市長は、前項の規定により事前相談を行う者が、第2条に掲げる要件（同条第1項第3号に掲げる要件を除く。）に該当すると認めるときは、当該事前相談

に係るブロック塀等の耐震診断を行い、倒壊の危険性を確認するものとする。

3 市長は、前項の規定による耐震診断が終了したときは、事前相談をした者に対し、助成対象者に該当するか否かについて、口頭により通知するものとする。

(助成金の交付の申込み)

第6条 前条第3項の規定により助成対象者に該当する旨の通知を受けた者は、助成金の交付の申込みをするときは、助成対象工事に係る契約等の締結前に、申込書に必要な書類を添えて市長に申し込まなければならない。

(助成金の交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申込みを受けたときは、助成金の交付の可否を決定し、その結果を通知書により当該申込みをした者(以下「申込者」という。)に通知するものとする。

(助成対象工事の内容の変更等)

第8条 前条の規定により助成金の交付決定の通知を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、助成対象工事の内容を変更し、又は助成対象工事を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、申請書に必要な書類を添えて市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みを受けたときは、承認の可否を決定し、その結果を通知書により当該助成決定者に通知するものとする。

3 助成決定者は、前項の規定により助成対象工事の中止を承認された場合であって、当該助成対象工事を再開するときは、再開通知書により市長に通知しなければならない。

(完了報告)

第9条 助成決定者は、助成対象工事が完了したときは、速やかに完了届に必要な書類を添えて市長に報告(以下「完了報告」という。)しなければならない。この場合において、完了報告は、第6条の規定による申込みをした日の属する年度の末日までに行わなければならない。

(助成金の額の確定等)

第10条 市長は、完了報告を受けたときは、当該完了報告の内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、助成対象工事の結果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、助成金の額を確定し、通知書により助成決定者に通知するものとする。

( 助成金の請求等 )

第 1 1 条 助成決定者は、前条第 1 項の規定による通知を受けたときは、当該通知により確定された助成金の額の交付を請求書により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求をした者に対し速やかに助成金を交付するものとする。

( 交付の決定の取消し )

第 1 2 条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成対象工事を実施しないとき又は実施しないことが明らかなとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (4) 前 2 号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

( 助成金の返還 )

第 1 3 条 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

( 違約加算金 )

第 1 4 条 市長は、前条の規定により助成金の返還を命じたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 1 0 . 9 5 パーセントの割合で計算した違約加算金（ 1 0 0 円未満の場合を除く。）を納付させるものとする。ただし、第 1 3 条第 1 号に該当することにより助成金の交付の決定が取り消された場合は、この限りでない。

( 延滞金 )

第 1 5 条 市長は、第 1 3 条の規定により返還を命じた者が返還するべき額を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 1 0 . 9 5 パーセントの割合で計算した延滞金（ 1 0 0 円未満の場合を除く。）を納付させるものとする。

( 財産処分の制限 )

第 1 6 条 助成決定者は、助成金の交付により取得し、効用の増加した財産を、

助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊そうとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(調査等)

第17条 市長は、助成金の交付に関し必要があると認めるときは、助成対象工事の状況について調査を行い、又は申込者若しくは助成決定者から報告を求めることができる。

(様式)

第18条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年5月23日から施行する。

付 則(令和3年3月22日要綱第17号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。